

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年9月4日

【会社名】 住江織物株式会社

【英訳名】 Suminoe Textile Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役会長兼社長 吉川 一三

【本店の所在の場所】 大阪市中央区南船場三丁目11番20号

【電話番号】 06(6251)7950番

【事務連絡者氏名】 専務取締役管理本部長 飯田 均

【最寄りの連絡場所】 東京都品川区西五反田二丁目30番4号

【電話番号】 03(5434)2860番

【事務連絡者氏名】 東日本管理部長 箱部 亨

【縦覧に供する場所】 住江織物株式会社 東京支店
(東京都品川区西五反田二丁目30番4号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成29年8月30日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成29年8月30日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

株主に対する剰余金の配当に関する事項およびその総額

1株につき金3円50銭 総額 264,029,535円

効力発生日

平成29年8月31日

第2号議案 株式併合の件

併合の割合

普通株式10株につき1株の割合で併合いたします。

効力発生日

平成29年12月1日

株式併合の効力発生日における発行可能株式総数

3千万株

第3号議案 定款一部変更の件

株式併合の割合に応じて発行可能株式総数を減少させるため、現行定款第6条（発行可能株式総数）を変更するとともに、単元株式数を1,000株から100株に変更するため、現行定款第8条（単元株式数）を変更いたします。

本定款一部変更の効力は、第2号議案に係る株式併合の効力発生日である平成29年12月1日をもってその効力を生じる旨の附則を設け、本附則はその効力の発生をもって、これを定款から削除することとします。

社外取締役および社外監査役に適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第427条第1項の責任限定契約に関する規定に基づき、定款第26条（社外取締役との責任限定契約）および定款第32条（社外監査役との責任限定契約）の規定を新設するものであります。

以上の条文の変更および新設に伴い、必要となる項数の調整、その他所要の変更を行うものであります。

第4号議案 取締役8名選任の件

取締役として、吉川一三、谷原義明、飯田 均、三村善英、沢井克之、清水春生、永田鉄平、横田隆司の8氏を選任するものであります。

第5号議案 監査役1名選任の件

監査役として、小瀧邦彦氏を選任するものであります。

第6号議案 補欠監査役2名選任の件

補欠監査役として、松山 孝、秋山 洋の2氏を選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件
ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果および 賛成割合 (%)
第1号議案 剰余金の処分の件	61,329	47	0	(注) 1	(注) 4 可決 97.97
第2号議案 株式併合の件	61,287	89	0	(注) 2	(注) 4 可決 97.90
第3号議案 定款一部変更の件	61,289	87	0	(注) 2	(注) 4 可決 97.90
第4号議案 取締役8名選任の件				(注) 3	(注) 4
吉川 一三	58,197	3,179	0		可決 92.96
谷原 義明	60,183	1,193	0		可決 96.14
飯田 均	60,175	1,201	0		可決 96.12
三村 善英	60,218	1,158	0		可決 96.19
沢井 克之	60,619	757	0		可決 96.83
清水 春生	60,535	841	0		可決 96.70
永田 鉄平	60,934	442	0		可決 97.34
横田 隆司	55,797	5,579	0		可決 89.13
第5号議案 監査役1名選任の件				(注) 3	(注) 4
小瀧 邦彦	60,751	625	0		可決 97.04
第6号議案 補欠監査役2名選任 の件				(注) 3	(注) 4
松山 孝	61,154	222	0		可決 97.69
秋山 洋	59,932	1,444	0		可決 95.74

- (注) 1 出席した株主の議決権の過半数の賛成であります。
2 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。
3 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。
4 賛成の割合の計算方法は次のとおりであります。
本株主総会に出席した株主の議決権の数（本総会前日午後5時15分までの議決権行使書面提出分および当日出席の全ての株主分）に対する、議決権行使書面提出分および当日出席の株主のうち、各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認が出来ていない議決権の数は加算しておりません。

以上